

福室さん説明

紹介議員を代表し、請願の趣旨説明をさせていただきます。

請願者から説明および質疑があった通り、

本請願は、

- 1として、年々減り続ける農地をまもるべく、国への意見書の提出、
- 2として東京都の生産緑地買取・活用支援事業の活用をして農地をまもる取り組みをしてください、

という願意の下、提出されたものでございます。

以下、請願者の説明と重複しないところで議案にかかる説明・補足を申し上げます。

請願事項1点目について、

『この請願は、だして終わりか、このあとのフロー・流れはどうなっているのか』という点も委員の皆様は気にかかるころだと思います。仮に、付託されたこの委員会で、この請願が否決・採択すべきではないという結論になるとき、反対の討論、趣旨を踏まえて、それでもなお議員提出議案として将来的に定例会で上げ直すのか等、請願者と今後の取り扱いを協議して参ります。

委員会において、賛成・採択すべきものとしてのご判断を頂いた場合につきましては、来週末11月17日の幹事長会議が議員提出議案の締め切りということで、請願事項1にかかる部分を切り出した国への意見書を、議員提出議案というかたちで提出をする所存です。

議会事務局に確認をしたところ、過去にも、国への意見書提出を求める『請願』が出されたことがありました。そのときは、委員会審査で賛成・採択すべきものとなった議案について、本会議で賛否が諮られたのち、一括議案として国への意見書の議案が委員会省略の下諮られたことがある事案があったことを把握しております。本会議での取り扱いに関しては、現幹事長会・議会運営委員会にその取り扱いを御協議いただく立場となりますので、上程の仕方等については、ここではこれ以上言及する立場にございませんが、お伝えしたいことは、委員会での結果をふまえ、議員提出議案として出す準備があることです。その際の文言等については、改めて各会派回りまして、作成を速やかに進めて参ります。

次に、相続税法の改正にかかる請願・意見書を1700超の基礎自治体がある中で、小平市のみがあげることには意義はあるのか、という指摘があるかもしれません。これについては、たとえば、『都市農業の振興および農地の保全に関する意見書』は、平成22年に東村山市・平成25年に東京都議会でも出されました。その後、表題と趣旨が、『推進』とか『振興』と変えながらも、稲城や羽村や武蔵村山・町田などでも同様の趣旨の意見書が多摩26市にも広がっていった、その間、都市農業振興基本法がでてきたり、近年では農地の貸借の円滑化にかかる法の整備など、改革が進められてきたと認識しています。

小平市だけで出して終わりではなく、私も、地元の国会議員と連携しながら、他市の議員や、小平では本件請願が委員会・議会で取り扱われたという情報を共有し、まずは多摩26市、ひいては都市農政の農地の減少を抱える全国の自治体に波及していくよう行動をしていきたいと思っております。

請願事項2点目につきましてです。

令和2年度より始まったこの制度は、制度設立から3年目の昨年令和4年に、調布市および世田谷区で取り入れられたと捉えております。

調布市では、たんぼ、3200㎡、環境学習に使っている

世田谷区では、区がNPO法人に委託して、福祉農園として活用しているときいております。

最後のたんぼ～保存用
とい

新NPO (農福連携)

生産緑地買取支援は、

1ヘクタールまで、

2/3が都、1/3が市、

活用は、補助上限1億で、4/5

運営支援は、補助上限1000万で、初年度2/3以内、2年目1/3以内と
様々、東京都の事業がありますので、補助を活用しながら、農地買って終わりではなく、地
域資源として活用を見据えた取り組みをしていただきたいと考えております。

説明は以上となります。

御審査の程、よろしくお願いいたします